

# PTA 保険について

南大谷中学校父母と教職員の会では、下記の保険内容のPTA 保険に加入しています。2022 年度より PTA 保険の契約は、中学校 PTA 連合会で加入することと致しました。賠償責任保険については中学校 PTA 連合会で費用を負担します。また、PTA 団体障害保険料は会費より支払われます。

## 記

### 1. 対象（被保険者）

PTA 父母会員、教職員会員、生徒、PTA 会員の同居の親族および、事前承認の行事参加者  
保険期間は1年（2026年5月1日～2027年5月1日）

### 2. 保険内容

#### （1）PTA 団体傷害保険

##### （ア）対象となる場合

- P T A 行事に参加中に被ったケガ
- 行事会場への通常の経路の往復中

※ただし生徒については「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」の定める給付対象となりうるべきケガは補償の対象外。

##### （イ）保険金額（事故発生日より180日以内）

- 死亡 …………… 上限175万円（175万円－後遺障害保険金）
- 後遺障害 …………… 上限175万円（175万円の4%～100%）
- 入院[日額] …………… 2,500円（1事故につき180日分を限度とする）
- 手術[日額] …………… 入院中の手術：入院日額の10倍。それ以外の手術：入院日額の5倍
- 通院[日額] …………… 2,500円（1事故につき90日分を限度とする）

#### （2）PTA 賠償責任保険

##### （ア）対象となる場合

- P T A 行事中、対人・対物事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負ったとき。また、借用物を損壊させ、賠償責任を負ったとき。ただし、飲食物に起因するもの、その他項目あり。

##### （イ）保険金額（1名・1事故・保険期間中）

- 保険金の額 = ① + ②③④ - 免責金額（自己負担額）
- ①②③④の保険金（支払限度額を上限とする）のほか、⑤⑥についても支払われる
  - ① 損害補償額
  - ② 損害防止費用（限度額 < ① + ② - 免責金額）
  - ③ 権利保全行使費用（限度額 < ① + ③ - 免責金額）
  - ④ 緊急措置費用（限度額 < ① + ④ - 免責金額）
  - ⑤ 協力費用
  - ⑥ 訴訟費用（①の額が支払限度額を超える場合は割合に乗じる）

### 3. その他

#### 万が一、事故が発生した場合…

事故発生日よりすみやかに保険会社に連絡をしないと、保険金が支払われないことがあるので、副校長まで御連絡ください。